

中津市

お住まいの“自治会”で 加入していただけますか

自分の住む地域の一員として、協力し合い、助け合って、自分たちの 地域は
自分たちで守りましょう！！



ご近所づきあいって大切！！

一人で解決できない問題や災害時など、“いざ”というときはお隣やご近所が一番頼りになるものです。自治会では、地域に住む一人一人が自分たちの地域のことを考え、自分たちの住む地域を、より快適で住みよい環境にするために、お互いに

協力し合い、安心安全なまちづくりをめざして、防災・防犯、環境美化、住民間の親睦・交流など市民生活に密着した様々な活動を行っています。みんなで協力しながら住みよい地域、住みよいご近所をつくっていきましょう！

中津市には、383の自治会があります。それぞれの自治会で世代を越えた地域が一体となった活発な自治会活動が行われています。

また、明るく住みよい地域づくりをめざし、地域の特性を生かした自治会を推進するために、連携を図りながら人づくり・地域づくり・組織づくりを行っています。

自治会とは？

自治会は、一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の団体です。

区域内に住んでいる人は、誰でも自治会員になることができます。性別、年齢などの条件はなく、日常生活の中での様々な地域課題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちのまちを住みやすくしていくことを目的としています。

自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするため、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

重要性が増す自治会

少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、個人や家族だけでは解決できない問題が、ますます増えています。

また、災害などの「いざというとき」には、自治会の役割が非常に重要になってきます。



地域住民の親睦と連帯の場

地域のまつりや旅行、敬老会などを通じて、お互いの顔が見える人間関係をつくり、楽しさを共有することにより、地域の交流が深まり、信頼関係が育まれます。住民間の連帯と協調を深めることは、明るい地域社会づくりにもつながります。

地域課題の発見と解決の場

ごみステーションの維持管理、道路・公園の整備、防災・防犯などの地域環境の整備に関する諸問題は、個人や家庭では解決するのがむずかしく、地域の住民が力を合わさなければ解決できない問題です。

これらの問題について、自治会では、十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として、一つずつ解決していきます。



行政との協働

地域において、行政と自治会が、それぞれの役割を認識し、自治会だけでは解決できない課題について、行政と協働で解決していきます。

情報としては、広報紙の配布や回覧などを通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。

- 新たに自治会に加入したい方は、ご自分の地区の自治委員に連絡をしてください。
- ご自分の居住する地区の自治会長の連絡先などが分からないときは、市役所総務課 (TEL 0979-62-9871) へお尋ねください。

ご存じですか？ 私たちの地域には様々な役員（団体）がいます!!

◆自治委員

自治委員は、担当区域住民の把握、市行政に関し、担当区域住民への周知と指導、市報及び回覧等の配布、市の各種調査に対する協力、共同基金に関する協力、市に対する請願、希望事項等の進達を行っています。



お住まいの地域の自治委員に関するお問い合わせは、中津市役所総務課（TEL0979-62-9871）までご連絡ください。

◆民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、「住民の相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行う」ことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される、地域の身近な福祉ボランティアです。

高齢の方、子育て中の方、障がいのある方などの相談に応じ、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役も担っています。

一般的に民生委員と呼ぶことが多いですが、民生委員は児童委員を兼務することが法律で定められているため、正式には民生委員・児童委員と呼び、2つの役割を持っています。

民生委員・児童委員は市内各自治区内ごとに1人又は2人配置されています。

（世帯数によっては、複数自治区で1人の場合もあります）

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、中津市役所福祉政策課（TEL0979-62-9800）までご連絡ください

なお、民生委員・児童委員には、相談を受けた内容や相談の中で知り得たプライバシーに関わる情報などについて、守秘義務が課せられておりますのでご安心ください。



◆消防団



消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。さらに、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

お住まいの地域の消防団に関するお問い合わせは、中津市消防本部総務課消防団係（TEL0979-22-4800）までご連絡ください。

◆交通指導員



交通指導員は、園児・児童・生徒の安全な誘導及び通行の保護を行ったり、歩行者、車両等に対する交通指導を行っています。

お住まいの地域の交通指導員に関するお問い合わせは、中津市役所市民安全課（TEL0979-62-9073）までご連絡ください。

◆防災士



防災士とは自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のことです。

自助：自分の命は自分で守る。

共助：地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。

協働：市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

※防災士に期待される役割

【平常時】自分の身のまわり、家庭の防災・減災対策の実施。地域や企業における防災意識の啓発活動、訓練・研修などの実施や参加。

【災害時】消防や警察、自衛隊などの公的支援が到着するまで、被害の軽減を図り、消火活動や救出救助、避難誘導などを行う。

【災害発生後】自治体など公的組織や防災ボランティアと協働し、避難所運営や被災者支援活動を行う。

お住まいの地域の防災士に関するお問い合わせは、中津市役所防災危機管理課（TEL0979-22-1113）までご連絡ください。

◆社会福祉協議会

社会福祉協議会では、「生活困窮者自立相談支援事業」や「生活福祉資金貸付」などの各種生活支援事業を行っています。

利用を希望する場合は、中津市社会福祉協議会（TEL0979-23-2095）までご連絡ください。

